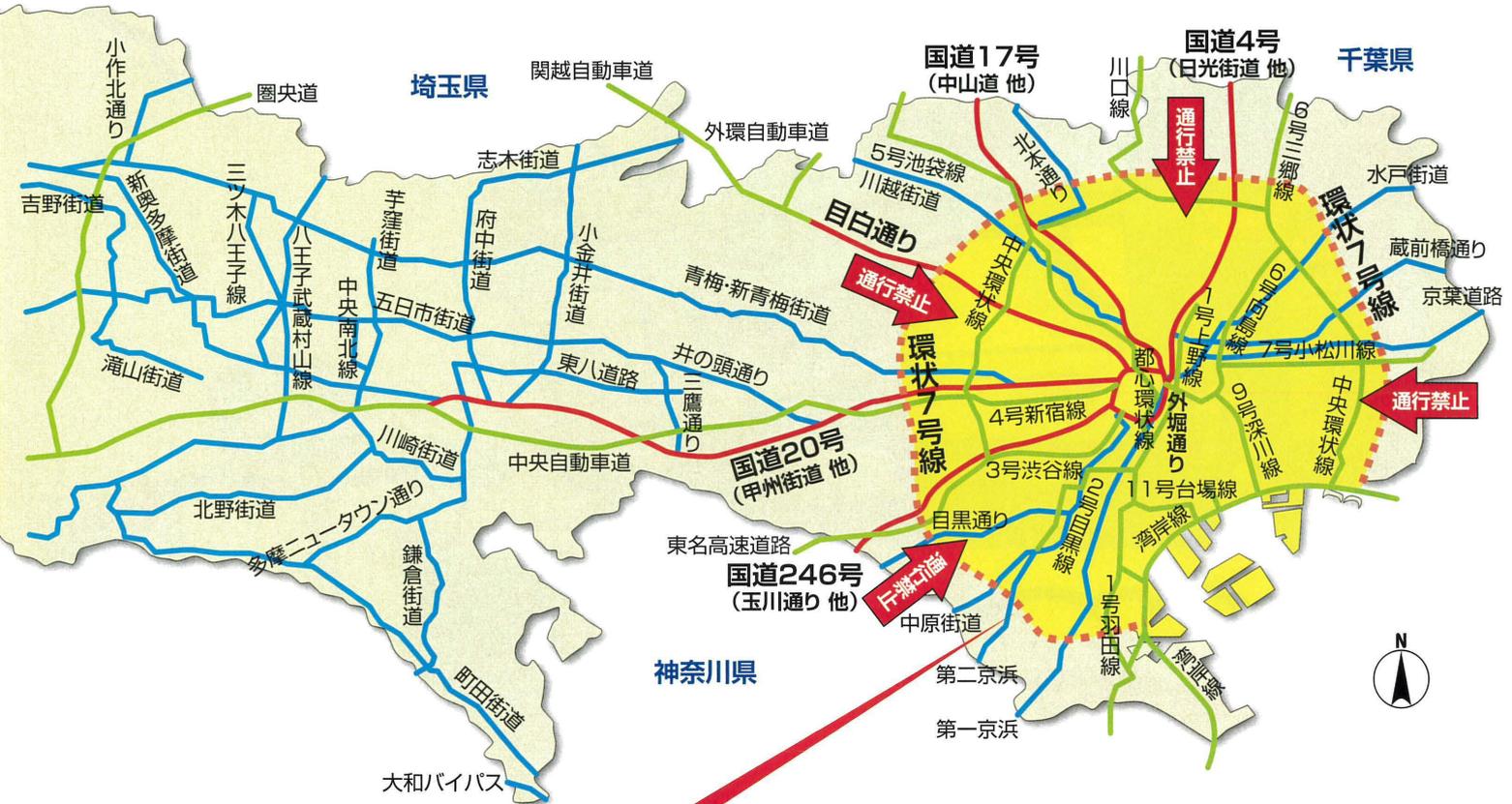


大震災発生時 交通規制

震度6弱以上



大震災発生時は、人命救助や消火活動のため、以下の交通規制が実施されます。



第1次交通規制

環状7号線から都心方向への車両の通行が禁止となります。高速道路と一般道路6路線が「緊急自動車専用路」に指定され、一般車両の通行が禁止となります。
※環状7号線は、う回路として通行できます。

- 緊急自動車専用路として指定される路線(一般道)
- 緊急自動車専用路として指定される路線(高速道路)

第2次交通規制

復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、被災状況に応じて「緊急交通路」が指定されます。「緊急交通路」では、災害応急対策に従事する車両(緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両)しか通行できません。

- 緊急交通路として指定される路線(一般道)
- 緊急交通路として指定される路線(高速道路)
- 必要に応じ、緊急交通路として指定される代表的な路線



詳しくはホームページで
大震災交通規制で検索



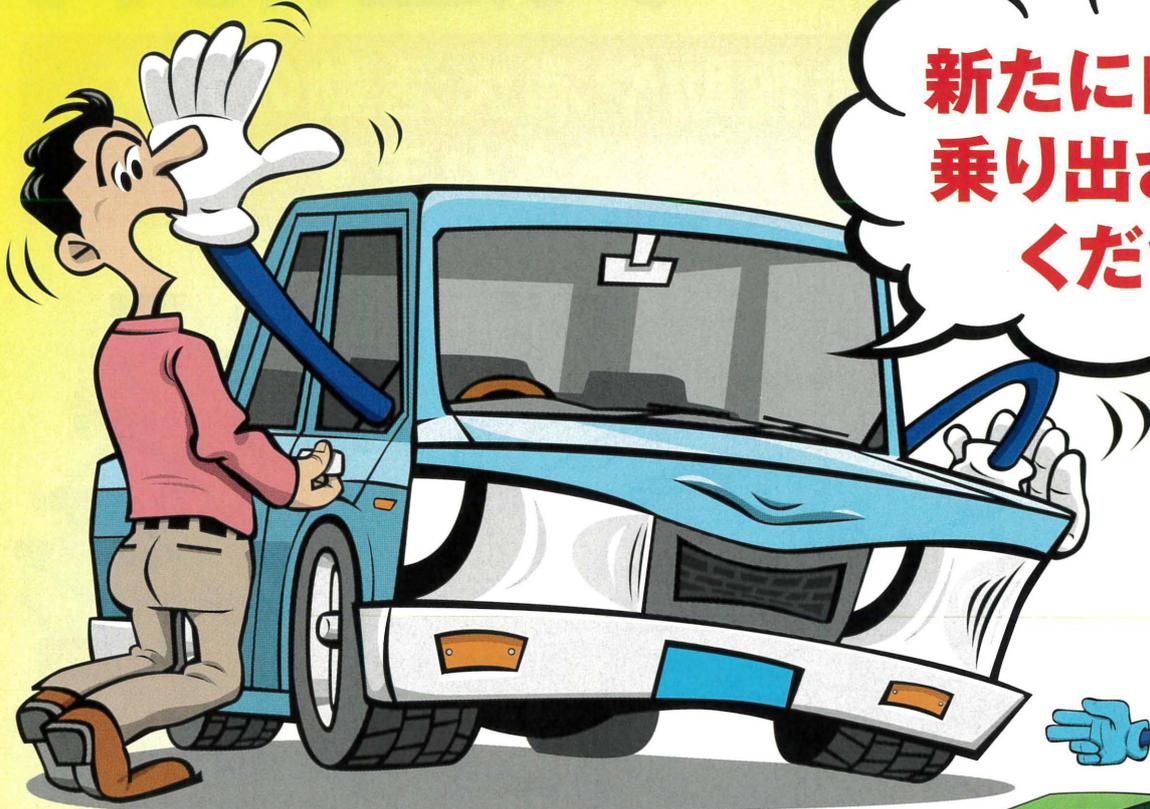
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/shinsai_kisei/new_1.htm

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

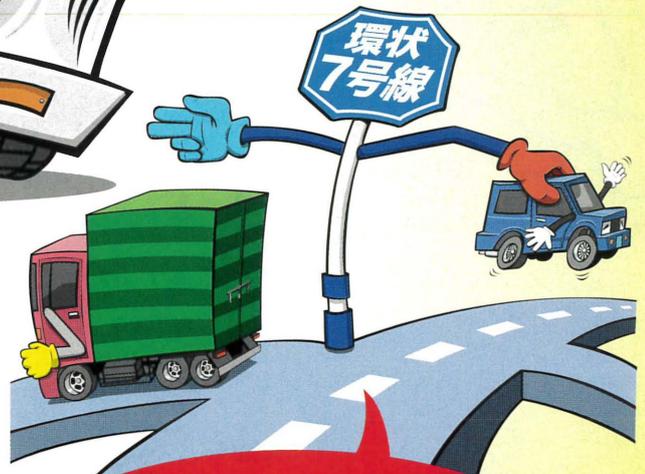
大震災が発生したら!

震度6弱以上



新たに自動車を
乗り出さないで
ください!

運転中の方は
次のように
行動してください!



環状7号線から
内側には入れません!
緊急自動車専用道路等から
速やかに移動してください!

目的地に到着した後は、
自動車を使用しないでください!



道路外の施設(駐車場等)へ
車両を移動、駐車してください!



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう

